

税務課 住民税係 ☎(232)4911

平成25年度の国民健康保険税(国保税)と町民税の納税通知書(納付書)を対象者へ6月中旬にお送りします。納付書が届きましたら納期限内に納付をお願いします。

国保税の納税通知書(納付書)について

国民健康保険(国保)に加入している人ごとに算定を行い、これらの合計が世帯主に課税されます。制度上、世帯主が国保に加入していても、世帯の中に国保加入者がいれば国保税は世帯主に課税されますので、ご了承ください。

また、世帯の中で社会保険に加入・脱退などがあったときは、国保税が変更になります。加入・脱退から14日以内に健康・保険課または武蔵ヶ丘支所に届けてください。

所得の申告をお忘れなく

国民健康保険税の所得割は前年の所得をもとに計算されます。所得の申告をしていない人は、早めに申告をお願いします。税額の軽減判定や高額療養費支給額の判定などが行えませんので、必ず申告してください。※平成24年中の収入が遺族年金や障害年金または雇用保険の給付金などの非課税所得だけや、無収入で

あった場合でも申告が必要です。

町民税の納税通知書(納付書)について

町民税は、平成25年1月1日現在、本町に住所を有する人に課税されます。また、平成25年1月2日以降に本町に転入した人は、平成25年1月1日に住んでいた市区町村から町民税の納付書が送られてきます。なお、会社などに勤めている人で、町民税が会社から天引きされている人は、会社から通知書が渡されま

所得証明書・課税証明書について

平成25年度(平成24年中の所得)の所得証明書・課税証明書など各種証明書は6月から発行します。なお、平成25年1月2日以降に本町に転入した人の平成25年度の各種証明書の発行は、平成25年1月1日現在に住んでいた市区町村で行うこととなります。

募集

シルバー人材センター会員を募集します

菊陽町シルバー人材センター  
介護保険課 介護予防係 ☎(232)6276 ☎(232)2366

シルバー人材センターは「自主・自立、共働・共助」の理念のもとに、体力や能力・希望に応じて臨時的かつ短期的に就業する会員を募集します。

会員登録の条件

- 1 町内在住で、原則60歳以上の健康で働く意欲のある人
- 2 シルバー人材センターの趣旨である生きがいや健康の増進などに賛同した人
- 3 入会説明を受け、入会申込書を出した人
- 4 年会費2000円を納めた人

主な仕事内容

- 剪定、除草、草刈り(払込機を使用します)
- 農作業
- 清掃作業など
- 高所作業や建設機械の操作などの危険・有害な仕事はありません。※作業機械(刈払機ほか)の講習会も行っています。

シルバー人材センターとは

原則60歳以上の高齢退職者などが知識と経験を生かし、地域社会に積極的に提供することを目的に設立された公益法人です。収益を目的にしている法人ではありません。会員は臨時的かつ短期的な就業または軽易な業務を請負または委任契約により有償で引き受けています。請負や委任になじまない仕事はシルバー派遣も利用できます。

結婚50周年 金婚夫婦を募集します

町は、熊本日日新聞社と共催で「金婚夫婦表彰式典」を毎年9月上旬に開催し、結婚50周年を迎えるご夫婦のお祝いをしています。

式典に参加を希望するご夫婦は、お申し込みください。式典の日程などは、後日ご連絡します。

■今回の該当者

昭和38年(1月1日~12月31日)にご結婚されたご夫婦(ただし、結婚50周年を過ぎたご夫婦で、金婚夫婦表彰式典に参加していないご夫婦も該当します)

■申込方法

- 1 住んでいる地区の回覧で申し込む(区・自治会長に提出) 申込期限：7月9日(火)
- 2 介護保険課に申し込む 申込期限：7月17日(水)

■問い合わせ

介護保険課 介護予防係 ☎(232)2366

社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担軽減制度

■制度の概要

介護保険は、サービスを利用する場合、費用の1割を自己負担するようになっています。この制度を利用することで、介護保険サービスを利用する際の自己負担額から4分の1(老齢年金受給者の場合は2分の1)が軽減されます。

■軽減対象者の要件

町民税非課税世帯であって、次の全てを満たす人のうち、収入や世帯状況、利用者負担などを総合的に配慮し、生計が困難と町が認めた人。

- ・年間収入が単身世帯で150万円以下
- ・預貯金などが単身世帯で350万円以下
- ・日常生活に供する資産以外に活用できる資産がない(預金通帳などの写しが必要)
- ・負担能力のある親族などに扶養されていない
- ・介護保険料を滞納していない

■問い合わせ

介護保険課 介護保険係 ☎(232)2508

在宅で介護している家族へ介護用品などの購入費を助成します

町は、日常生活で重度の要介護状態にある高齢者を在宅で常時介護している家族の精神的、経済的負担を軽減するため、「介護用品購入費助成事業」を実施しています。

まだ申請をしていない人は、お問い合わせください。

介護用品購入費助成事業

■対象要件

介護保険要介護認定で、要介護3・4・5と認定され、紙オムツなどの助成対象用品が必要と認められる人。

ただし、入院中やひと月のショートステイの利用が20日以上あるなど、助成対象外となる場合があります。

■助成対象用品

紙オムツ、尿取りパット、使い捨て手袋、ドライシャンプー、清拭剤

■助成額 月額6,250円(限度)

助成は受給資格認定申請をした日の属する月の翌月から支給対象となります。

■支給対象者 在宅で介護している家族に限ります。

■問い合わせ

介護保険課 介護保険係 ☎(232)2508

農家の皆さんへ(一般の人の回収はできません)農業用廃プラスチック類を回収します

■日時 6月12日(水) 少雨決行(雨天時6月13日) 午前9時~午後3時

■場所 菊陽カントリーエレベーター

■回収物・料金

- ①廃ビニール 無料
- ②廃ポリフィルム・肥料袋・灌水チューブ 約16円/kg
- ③その他 約51円/kg

■注意事項

- ・料金は後日、口座振替されます。
- ・こん包の悪いものは受け入れができません。
- ・料金が異なるため種類により別々に計量します。
- ・劣化フィルム(再生不可能)は、埋立処理となり別料金が必要です。
- ・同じ種類のものでひとまとめにしてください。
- ・荷物を降ろすときは各自をお願いします。

■問い合わせ

農政課 ☎(232)4916  
JA菊池菊陽中央支所 営農生活課 ☎(232)2213